



タイ王国大阪総領事館

タイ王国大阪総領事館 第 21 /2019 号公示

件名：ノン・イミгранト O - A（退職者長期滞在）ビザ申請における健康保険加入義務化

2019年4月2日付のタイ内閣決議に基づき、**2019年10月31日**よりノン・イミ格蘭ト O-A（退職者長期滞在）ビザの申請者はタイでの全滞在期間を含む健康保険に加入する必要があります。保険年度につき、入院患者の場合は40万バーツ以上、外来患者は40,000バーツ以上の補償が必須です。

詳細については、添付のノン・イミ格蘭ト O-A（退職者長期滞在）ビザ申請の改訂版のガイドライン、またはタイ王国総領事館のウェブサイトをご参照ください。



退職者長期滞在ビザ Non-Immigrant O-A(Long Stay) (日本人専用)

来館前に、必ず事前予約【VABO】(www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/)を行ってください。

申請時間：9時30分～11時30分－休館日はHP (www.thaiconsulate.jp)に掲載しています。

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後(申請日を含む)に受領になります。
(タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも45日～60日のビザ取得日数が必要です。)

入国回数	1年マルチプル
査証有効期間 (発効日から)	12ヶ月
入国ごとの滞在可能期間 (タイ入国日から)	90日 (1回ごと)
査証審査料	22,000円
必要なパスポート残存期間 (タイ入国日から)	1年6ヶ月以上

必要書類

1. ビザ申請用紙 2枚
2. 証明写真
 - 6ヶ月以内に撮影したカラー写真 2枚 (同一の写真)
 - 縦4.5cm×横3.5cm
3. パスポート 原本 および コピー2部
 - パスポートは未使用の査証欄が2ページ以上必要
 - コピーはデータ面(顔写真のある面)をA4サイズで取ること
4. 経歴書 要申請者本人の直筆署名 2部
5. 金融証明書 (下記3項より1項) 原本 および コピー
 - a. 英文預金残高証明書 要：800,000バーツ以上の預金額
 - b. 年金証書および最新の額面入り年金振込通知書 要：月額67,000バーツ以上の受給額または合計年額800,000バーツ以上の受給額
 - c. 英文預金残高証明書と年金証書 要：合算で800,000バーツ以上
 - 発行後3ヶ月以内
 - 公証人役場 → 法務局 → 外務省の順で認証を受けること (外務省大阪分室：06-6941-4700)
6. 無犯罪証明書 原本 1部
 - 発行後3ヶ月以内
 - 本人開封無効
 - 要外務省認証 (外務省大阪分室：06-6941-4700)

7. 国公立病院発行の健康診断書 英文原本 および コピー

- 発行後3ヶ月以内
- 禁止疾患：ハンセン病・結核・麻薬中毒・象皮病・第三期梅毒に罹患していないことを示す内容を含むもの
- 要外務省認証（外務省大阪分室：06-6941-4700）

8. 健康保険証明書

- 全タイ滞在期間有効な健康保険
- 外国の保険会社発行の保険証券原本もしくはタイの保険会社発行の保険証券のコピー
- 外来患者の治療費40,000バーツ以上、また入院患者の入院費400,000バーツ以上が保障される保険（保険年度毎）
- 保険会社発行の保険証明書の原本
- コピー2枚

9. 航空券（eチケット）またはフライト予約確認書 コピー2部（英文または和文のみ）

- 航空会社または旅行会社発行のもので、申請者名・便名・タイ入国日が確認できるもの

10. タイでの居住地を証明する書類 コピー2部

- (1) 申請者名義で物件を購入した場合、所有権証明書が必要
- (2) 申請者名義でアパートを借りる場合、賃貸借契約書(家主のIDカードコピー+署名も必要)
- (3) 家族と滞在する場合、以下の書類
 - 家族からの手紙(名前・申請者名・申請者との関係・宿泊先住所・電話番号・入国日・滞在期間・署名を記載)
 - タイ国籍者の場合、IDカード、タイ住居登録証の住所面および氏名記載面 コピー
 - タイ国籍者以外の場合、パスポートのデータ面、最新のタイ国滞在許可取得面（タイの入国管理局発行）、タイの労働許可証（ワークパーミット）および賃貸借契約書(家主のIDカードコピー+署名も必要)

※領事館は追加の書類を要求することがあります。また、必要書類が揃っていない場合や申請内容に不備もしくは虚偽の記載がある場合領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

※タイ国内にてビザ延長を行う場合、詳細はタイ国内の入国管理局に問合せること。

長期滞在者 配偶者ビザ(Non-Immigrant O) (日本人専用)

☉原則配偶者の長期滞在ビザとの同時申請であること

来館前に、必ず事前予約【VABO】(www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/)を行ってください。

申請時間：9時30分～11時30分－休館日はHP (www.thaiconsulate.jp)に掲載しています。

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）に受領になります。
(タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも45日～60日のビザ取得日数が必要です。)

入国回数	シングル
査証有効期間 (発効日から)	3ヶ月
入国ごとの滞在可能期間 (タイ入国日から)	90日
査証審査料	9,000円
必要なパスポート残存期間 (タイ入国日から)	6ヶ月以上

必要書類

1. ビザ申請用紙 1枚

2. 顔写真

- 6ヶ月以内に撮影したカラー写真 1枚
- 縦4.5cm×横3.5cm

3. パスポート 原本 および コピー

- パスポートは未使用の査証欄が2ページ以上必要
- コピーはデータ面（顔写真のある面）をA4サイズで取ること

4. 長期滞在ビザ申請者の申請書類一式(無犯罪証明書除く) コピー

5. 婚姻証明(戸籍謄本) 原本

- 外務省認証後、英訳を要添付
(外務省大阪分室：06-6941-4700)

6. 航空券(eチケット)または フライト予約確認書 コピー (英文または和文のみ)

- 航空会社または旅行会社発行のもので、申請者名・便名・タイ入国日が確認できるもの
- 日本国籍以外の方は、タイ出国日(復路便)も確認できるもの